

福島県大玉村議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1. 議会基本条例の制定

地方分権一括法が施行され、自己決定、自己責任の「地方主権」時代が本格化し、住民を代表する議会の役割は飛躍的に高まった。そのような状況の中、社会情勢の著しい変化と住民の価値観の多様化に伴い、行政が複雑化、高度化する中で、議会はその運営の適正化とより一層の機能充実を図るため、平成19年12月定例会で設置した議会活性化特別委員会が中心となり議員が主体的に検討を重ね、平成20年9月定例会において議会基本条例を制定した。

2. 予算・決算審査特別委員会

平成27年3月定例会より予算審査特別委員会、9月定例会より決算審査特別委員会を設置し、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の委員を構成とする分科会に分かれて審査を行い、監視や評価の強化に努め、行政運営の課題を把握し所管事務調査につないでいる。

3. 所管事務調査等

平成28年から9月定例会で常任委員会が閉会中の継続調査申出をした項目について、10月に所管事務調査を行い、12月定例会や議会だよりで報告している。

また、多様化する社会経済等の変化と、直面する行政課題の調査研究を目的に、委員会の研修を実施するとともに、県町村議会議長会主催の各種研修会等に積極的に参加し、資質の向上に努めている。

4. 議会活性化検討会

平成19年12月に議会活性化特別委員会を設置し、議会のあり方や活性化対策についての検討を行い、内容の濃い審議や議論を行うため平成20年3月定例会より一般質問に一問一答方式を導入し、質問時間は30分以内（答弁時間は含まず）としている。

さらに、令和元年12月に議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員

長で構成する議会活性化検討会を立ち上げた。同年の議会議員選挙が無投票となったことを真摯に受け止め、村民に顔の見える議会づくりに取り組んでいる。具体的には、議員の自己研さんと資質の向上のための「議員勉強会」の企画や開催、平成27年以来開催していない「村民の声を聴く会」の開催に向けての検討や準備を進めている。今後は、村民や初当選議員にも議会の活動をわかりやすくするために政策サイクルの見える化を図り、行政監視から政策提案につなげるように調査研究をしている。

(事績2) 住民に開かれた議会

1. 議会だよりの充実

「議会だよりおおたま」は、6名の議員で構成する議会広報編集特別委員会が中心となり、企画や編集を行っている。表紙の写真撮影はもちろん、最終ページには、村の重点事業である「健康長寿」をテーマとして、議員が各種団体の皆さんに健康の秘訣などを取材する「目指せ！！健康長寿日本一おおたま」という企画を編集し、掲載している。議員が村民から直接聞き取りをすることで、議員自らが携わっていることを知ってもらう機会ともなっている。また、身近な村民の姿や声を掲載することで、議会だよりへの親しみを感じ、議会活動の必要性を認識してもらうことに寄与している。

主体的な議会広報編集特別委員会の活動により、少しずつではあるが、議会の活動が村民に見える機会となっている。